

別記 3

委託費用の算定及び支払方法

1 委託料の算定方法及び支払方法

あき総合病院の月間患者食（一般食、治療食などの特別食）とその他食（検査食、保存食）の合計食数に、1食あたり単価を乗じ、消費税を加算し算定するものとする。

算定した委託料の総額に端数が生じる場合は、それを切り捨てた額とする。

平成26年度	1食あたり単価	:	金	円（消費税を含まない額）
平成27年度	1食あたり単価	:	金	円（消費税を含まない額）
平成28年度	1食あたり単価	:	金	円（消費税を含まない額）

（算定例）

あき総合病院の月間	患者食数	24,000食
〃 月間	その他食数	300食
〃 月間	合計	24,300食
月間委託料	$24,300食 \times 492円 \times 1.08 = 12,912,048円$	

- (1) 委託者は、特別の事情がない限り、前項の規定による請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 支払いは、受託者が指定する金融機関の受託者の口座に振り込むこととする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる
と認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当
たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わな
なければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目
的を明確にし、目標を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わな
なければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び
き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た
個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受
けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務につい
ては、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若
しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又
は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後におい
ても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用し
てはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に
ついて、調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったとき
は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

借 用 証 書

借主 (以下「乙」という。)は、貸主 高知県立あき総合病院 (以下「甲」という。)に、給食施設及び設備、調理器具、食器、備品等を下記の条件により借用するものとする。

(給食施設設備の譲渡の禁止)

第1条 貸与された給食施設及び設備、調理器具、食器、備品等に関しては、譲渡等の処分行為をしてはならない。

(給食施設設備の管理)

第2条 貸与された給食施設設備に関しては、善良な管理者の注意義務をもってこれを管理し使用するものとする。

2 給食施設設備に関しての突発事故の場合は甲が直ちに修理を行い、その修理が予測できる場合には事前に甲に報告するものとする。

3 補修に要する費用については給食業務委託契約に基づき、甲乙それぞれの責任により負担するものとする。

(器具、備品等の管理)

第3条 器具、備品等は衛生的に保ち、損傷及び破損が生じないように細心の注意を払い管理するものとする。又、損傷及び破損が生じた場合は速やかに甲に申し出るものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 高知県安芸市宝永町1-32
氏名 高知県立あき総合病院長 前田博教

乙 住所
氏名